

大谷の鐵山、戸呂町の繫鐵山、江刈の中村鐵山、などから購入したものであると云ふことがあります。この鑄錢の種錢にも背盛字のものが交つて居たことは、宮澤鑄の枝錢の破片であると云ふものをの得出判明する處であります。

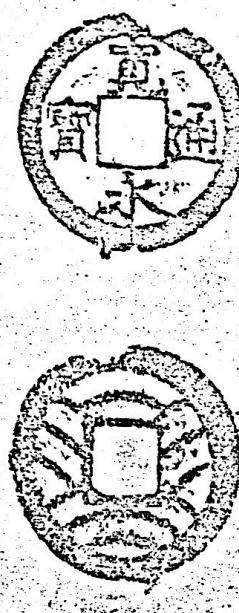
○慶應の末年、小輕米村、宇宮澤の甚馬と云ふ者、蜂須賀の勘之助といふ者を錢頭とし、蜂須賀の甲地で一文錢及び四文錢の鐵錢を密鑄し、四文錢は之れを福岡の商人に賣渡して居りました。後ち上司のために捕へられて田屋詰に處せられ罰金を課せられたと云ふことであります。

○この地方で「ル」に使用する粘土は、小輕米村大字大久保の山中（土佐氏所有山）にあるものでなければ使用に耐えぬと云ふので、諸方からその粘土を探りに來たのであると云ふ話であります。

○『鐵研究會報』第廿六號、南哥「方の木鑄鐵錢」にて
て（古考の語）、「輕米村と同時に大久保（蜂須賀）に
あいても大に私鑄して時々諸道其を没収せられ、上

あり云々』と故に此座は嘉永年間以後に開設せられたるものなるべし）云々

同誌（年月所鑄座未勘四當私鑄鐵錢の古老の話に「大迫において當四鐵錢を鑄るや幾許もなく輕米及び小輕米村部内においても當四錢を鑄て鹽呑に入れ眞の鹽呑と交せて盛岡附近に送りしものなり其の當時は通用錢を探りて直ちに鑄たるものにて隨分多額なりし云々」とありて何れが輕米のものにて何れが小輕米のものなるか今日之を判別すること能はずされども輕米及び小輕米のものなる事は明かなることにて



其當時の鐵錢なりと云ふものを見るも左に掲げた
「大波金」と少くも異なる點が一）云々

晴山村方面の私爐

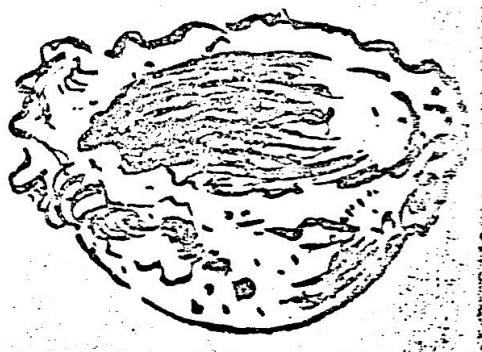
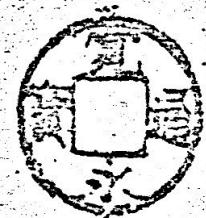
晴山村は晴山、觀音林、山内、の三村併合して

晴山村と稱し役場を觀音林に置いてあります。

觀音林は藩時代の驛路であります。

○慶應年間、晴山村大字「駒板」の林野下某と云ふ者その部落の山中に爐を立て、密錢を行つたと云ふことを傳へてゐます。

○慶應の末年、山内方面で鑄たと云ふ鐵錢が晴山村大字山内の舊家平某の家に残つてありましたが、之れを見ると背千字錢の小形細輪のものであります。鑄所の不明なのは遺憾であります。



の落の一農家が字
「上平」と稱する附近
の田と耕作中发现されたものであります。

○之を見るに徑六寸五分深さ一寸五分位厚さ一寸ばかり所謂耐火粘土で造つた
坩堝で鐵滓が附着して居ます爐に三人位の密錢に使用したもので或は先きの平某の家にある鐵錢は此處らで密鑄されたものではないかと思はれます。

○明治十五六年頃晴山村大字「小手屋森」の鍛冶職某と云ふもの二錢銅貨を鐵錢と同じ方法で鑄造し窃かにこれを使用してゐたが、後箱館に往つた際鑄造行使して遂に捕縛され數年間入牢したと云ふことであります。判官は同人をしてその所持せる道具で鑄させたが

○之れは昭和九年十月晴山村大字山内、字駒木と稱す

(第百九十六號)

その技術の巧妙には判官も驚いたと云ふことを傳へて
あります。



江刺家村方面の私爐

「江刺家村は輕米の西方約三里餘、江刺家嶽（折爪岳）の麓にある村落であります。○嘉永の頃、江刺家村の野邊地茂吉と云ふ者、其所有山日影の山「トウジアサア」（輕米よりの途中でこの山の中に日影と稱する部落があります）で盛んに一文

金の鐵錢の密鑄を行はれました。種錢は初め一千字のものと云ふと云ふ話です。後明治二年河内座となつて車木などにて鑄錢あり同時にやあらん江刺家村のものと云ふと云ふ話です。田子内黒森、根子畠等にても多額の鐵錢を鑄たり故

○嘉永安政の頃江刺家村大字山屋部落の東方約七八丁「マタノサア」と云ふ處で同村林清藏中山惣十郎、外數名で一文錢の鐵錢を密鑄したことと傳へて居りますが、種錢はどんなのであつたか確かなことは分りませんが矢張背千字のものであつたらうと思はれます。

○慶應四年、江刺家村の大石清作、外數名で、同村日影山の「ドエノ澤」の屋敷と稱する場所で一文錢の鐵錢を密鑄し、現場を發見されて過料金を課せられた事は古老の語るところであります。

○明治初年の頃、江刺家村の館坂山（輕米通りの江刺家元村より東北方約十丁位の處）下南山（江刺家村字山屋より五枚橋へ通る山）日向山（山屋より輕米通りにある山の中）等にも密錢が盛んであつたと云ふ事であります。詳しい事は不明であります。

た「丁」年の如きも酒など飲み、ありて其凶歳たるそ

うが如くありて其頃江刺家村の鑄錢者は長興新村

の「岩の坂山」と云ふ處に往きて鑄錢せしこもあり

云々

右の田子内山黒森、根子畠、の地名江刺家村の内にありますを聞きません、多分古者の話を聞違へた事と思はれます。

ニ已年^ニの如きも酒などを飲む、ありて其凶歳たるそ

うが如くありて其頃江刺家村の鑄錢者は

長興新村の「岩の坂山」

明蒙攬談

(27)

國立銀行

國立銀行は、明治五年十一月發布の國立銀行條例に依り設立されたもので、その當時は僅かに第一、第二、第四、第五の四行に過ぎなかつたが、同九年八月條例の改正を経て、及んで総額開業されるに至り、明治十三年迄に百五十

三の國立銀行が設立された。後に明治十六年に日本銀行の設立により國立銀行としての特權は消滅したのである。

欲詳古化起源之種類、必須研究古代人民之生活、上古之民、近水者漁、近山者獵、是謂漁獵時代、漁民捕魚于近水之濱、以其所獲、交易有無、後感不便、乃以龜貝爲之媒介、說文貝海介蟲也、龜介蟲之長也、古者貨貝而寶龜、史記平準書、農工商交易之路通、而龜貝金銀之幣興焉、是龜貝爲漁民之財寶、亦上古之化幣也、後之彷彿、即由此蛻變、獵民行獵于山林之間、以其所獲、交易有無、後感不便、乃以獵器爲之媒介、獵器

上古時代以石爲之、凡石刀石斧皆爲獵獸剝皮之器、即獵器

(第百九十六號)

古化之起源、始于古代人民之交易、上古之世、人民交易以化物易化物、以我所餘之化物、易彼爲我所需之化物、則我所餘之化物、財寶也、以彼所餘之化物、易我爲彼所需之化物、則彼所餘之化物、亦財寶也、故上古所謂財寶者、僅化物而已矣、其後文化漸進、人民感化物相易爲不便、于是有媒介物出焉、有化幣興焉、化幣者、交換之媒介、價格之標準、一般通用之物也、

小笠原吉亮

伊保内村方面の私爐

「伊保内村は輕米の西南約四里往古九戸氏の舊邑で長興寺はその菩提寺でありました」。

- 安政の頃、伊保内村大字長興寺村の向山、(俗に權兵衛山と云ふ處)で鐵の一文錢を盛んに吹いたと云ふことは古老の話でありますが詳しい事は不明であります
- 明治二年は巳年の亂饑でありましたが、伊保内村の

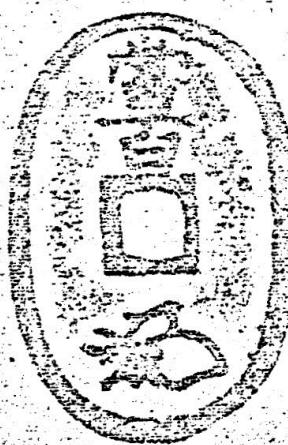
大字三戸與井で武松と云ふ者、天保廿五年と腹造したことが、天保二十年の向ひの時、從容鎮につきまつたが、其亂間に對し、飢饉のため道路に餓死する者多きを以て之を黙視するに忍びず、これら貧困者に施さんとの心より遂に禁を犯しました。實に其罪大なるもの

明蒙
鏡談

—(36)—

ニツケル貨幣一個の實費

ニツケル貨幣一個の實費は十錢が二錢八厘七毫、五錢が二錢三厘三毫の事である、もつこもこれは昭和八年二月現在に於ける計算である。



小笠原吉亮

伊保内村方面の私爐

「伊保内村は輕米の西南約四里往古九戸氏の舊邑で長興寺はその菩提寺でありました」。

- 安政の頃、伊保内村大字長興寺村の向山、(俗に權兵衛山と云ふ處)で鐵の一文錢を盛んに吹いたと云ふことは古老の話でありますが詳しい事は不明であります
- 明治二年は巳年の亂饑でありましたが、伊保内村の

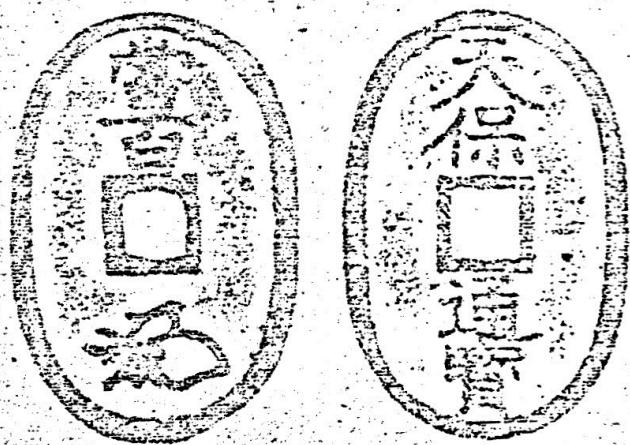
大字三戸與井で武松と云ふ者、天保廿五年と腹造したことが、天保二十年の向ひの時、從容鎮につきまつたが、其亂間に對し、飢饉のため道路に餓死する者多きを以て之を黙視するに忍びず、これら貧困者に施さんとの心より遂に禁を犯しました。實に其罪大なるもの

明蒙
鏡談

—(36)—

ニツケル貨幣一個の實費

ニツケル貨幣一個の實費は十錢が二錢八厘七毫、五錢が二錢三厘三毫の事である、もつこもこれは昭和八年二月現在に於ける計算である。



であります。充分の御處置を願ふとの事に、皆其氣概に感じ特にその罪をゆるされたと云ふ事であります。

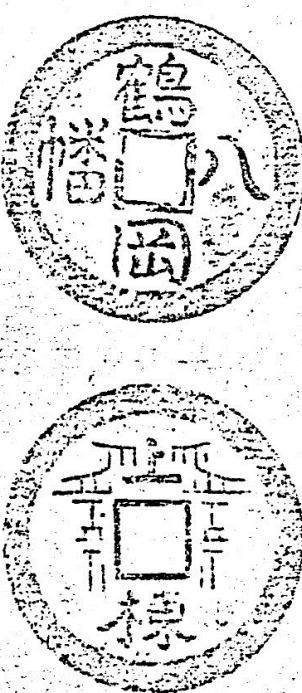
之れはその密鑄の天保錢だと云つて大島某と云ふ古老が財布の紐に附けて居つたものであります。今この錢を見るに形は縮少してゐますが、曾つて非佛先生が調査されました『盛岡藩内に於ける私鑄天保當百錢の中山内天保に就いて』の論文に發表されてある處の山内天保（浮法寺天保、又は三戸天保とも呼ぶ、近出天保綾國語に盛岡銅山手云ふもの）を鑄寫してゐます、無論當時通用の天保當百錢を探つて種錢としたことが推せられます。

○明治二年に伊保内村字「二ツ谷」と云ふ處で、善兵衛と云ふ者鐵の一文錢を鑄造したが、これは一日五貫文の運上金を納めて許可を得たものだと云つて居ますが、許可以前にも密錢が行はれた事が推測されます。

○同時に伊保内村の南方の山中でも鑄錢したと云ふ話

○上棟錢の身分調（九）

上林義信



右拓本は國幣中社鶴岡八幡宮樓門の上棟錢である。

後冷泉天皇の御宇東夷の長安部賴時及貞任、宗任等の凶族東國に跋扈して綸命に應へ奉らざれば、諸州の牧伯に命して、之を征せしめられしも意の如くならず、賊勢なからず逆感を植にした。仍て永祥六年六月、安政守源頼義に命を下し給ひぬ。賴義之

是時、文化日進。事物日繁。貨幣行用。勢必漸廣。而推及於中下

級社會。刀布形大質重。自不適爲日常媒介之用。於是圓金

之制。一地創之。各地效之。據今所見。攷其形制定。其先後。則共

字。共屯赤金。垣字。長垣一鉢。濟陰。安藏。爲最早。陰平。或稱

石。閔西周。東周。次之。重一兩十二四銖。半圓。又次之。就文字

而論。以上圓金。皆由各種布化取遞嬗。變遷之迹。班々可攷。若

寶化三品。爲齊刀取遞嬗。乃鄭家相之創說。明化三品。爲明刀

取遞嬗。顧其間有不同者。則圓金之肇自布化者。悉爲圓孔。其

肇自刀化者。悉爲方孔。或因地而異其制者歟。然則寶化三品。

可謂方孔錢之鼻祖。其後秦半兩因之。方孔制錢。遂行之二千

一百餘年。亦云久矣。就形式而言。圓法之於刀布。大相懸殊。無

所聯繫。其制作若巍然獨立。論者以爲仿自璧環。有玉有銅。圓

形圓孔。遞嬗之跡。昭然若揭。况珠玉爲幣。由來已久。更由銅璧

銅環。因襲其式。而成圓法。其說甚有見地。圓金之初。必與刀布

並用。其後圓金便於行用。流通日廣。刀布之行使漸少。及秦始

兼併六國。統一天下。行半兩。而刀布悉歸淘汰矣。漢興。以秦錢

○南部鑄錢考 (五)

小笠原吉亮

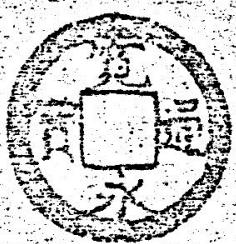
◎葛卷村方面的私爐

「葛卷村は九戸郡の最南部に在る山村であります。が、最近水道、電氣などの文化事業が村營として施設され、随つて産業なども發達せる模範的な村であります。」

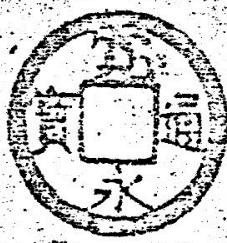
○文政の頃、葛卷村字鷹巣で密錢の行はれたことは口碑ばかりでなく文書の上にも事實が證明されてあります。而してこの鑄錢は石巻千字錢を模したもので、密鑄錢者鷲塙某が數度捕縛されても罪が輕かつたので、藩主の潛鑄とまで噂されたのですから、鑄錢も石巻錢に劣らぬもので、年代も初期は文政以前であつたらうと考へられます。

(第百九十九號)

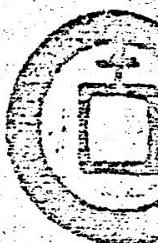
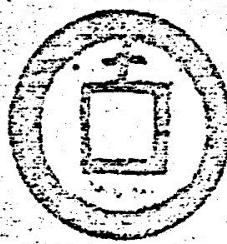
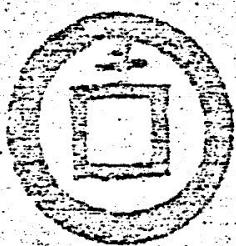
(三)



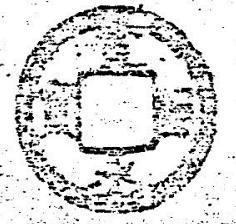
(二)



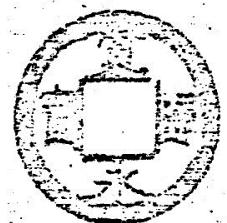
(一)



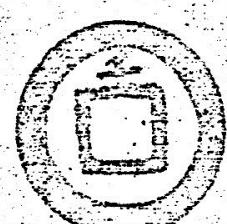
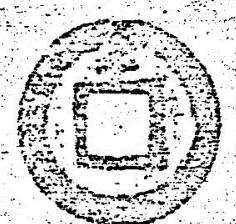
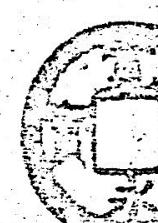
(六)



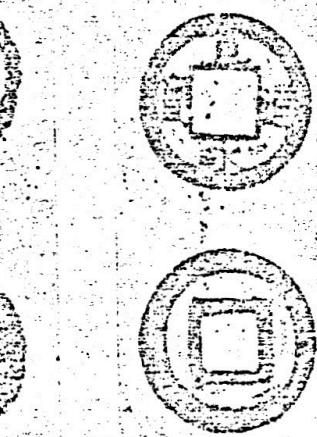
(五)



(四)



(七)



(八)



○寛政年中、葛巻村の藤八といふ者、盛岡藩惣内通りで疑はしき鑄錢を行使したことが南部家刑罰記録中に見えてあります。後ち同村西島徳兵衛といふ人が材料を供給して吹かせたことが發覺して罰金三百兩を科せられたことは文政年間のことであります。然して當時盛岡藩で新差留の惡錢と云ふのは「格別小振で錢文が不明差六両と百十錢」と云ふモノの事です。二年、
は「廣葉の如きはなりかとし是はれます」

○新撰寛永泉譜曰。「八戸藩千字錢、文政天保之間葛巻村」
する答、「明治廿四年の春土佐の今井貞吉氏余が家に遊ばる月餘方に別れを告げて奥羽に發せんとす。余乃ち政和の美錢を呈して贋とし袂を分つ數日ならずして氏は陸奥百石村に到り一書を送られて曰く『前略寛永錢千字小様の者は此地において明瞭を得たり陸中國北九戸郡葛巻村宇鷹巣にて八戸藩主の潜鑄するものとす是は文政天保の頃と思はる。又再び背千字錢を鑄る石巻千字錢の母錢を用ひ然れども型縮小して小様となる、治工は鷲塚平八郎なるものにして數度捕縛せられ入獄すと雖も罪の甚重からざりしは必ず藩政の時に關係する所ありて唯表面幕府へ申譯のため罪せしものと考へらる云々』是に依りて葛巻錢とせり陸中を陸奥と泉譜に記せしは誤れり。

跡の頃なるか遡(既)とて詳ならざるも。天保七年八月

○衛門藩に於ける小鉄錢に廻する事實の一端。非佛氏曰

主編。曰

之、右は膺錢に付、以來は仙臺錢同様選出、毎月々番へ相納可申旨、去ル文政戌年十月中、申渡置候處

(文政五年度未詳)。前畠丸戸町卷竹脇澤屋家藏日誌中に左の如き事實を載す。

云々』とあり、稻垣尙友がものせしといふ寛永錢譜稿本にもまた『右鐵錢 奸工擬僞歟、文政年間通用錢中甚多、其形小、質粗惡、以時行錢小者爲母錢、有數種、或曰於北國鑄之』とあれば、文政年間より鑄造せられたるものなることは明けし、されど尙友のいはるゝ如く決して通貨を直に母錢となしたるものにはあらず、通貨を種とし鑄たる種錢を用ゐたるものと、別に新たに種錢を鑄て用ひたるもの、二種あるものなり)

○又同書曰、(文政年間鷹巣所鑄錢、狹字、小字、潤字、尙友の寛永錢譜稿本及幕府の法令により文政年間のものとす。鷹巣私爐錢と判定なしたるは次に掲ぐる所の鷹巣座背文千字種錢の銅質製作に酷肖せるが故なり。尙友の稿本には狹字一品を載するのみ。)

○南部領内粗錢惡錢行使に關する取締事實一斑。生細先書あり。

一一。澤内通御代官所新町 吉太

其方儀寛政元年十月八戸葛卷村藤八と申者宮古穴

澤村勘兵衛同道にて秋田横手町吉之助と申者へ右
藤八鉢銭取組に付懸合之内宿無心に付差置候處附
參候鉢銭吉之助方に付皆々入用無之由にて拾九駄
其方於願置尤藤八米調申度旨中に付米才覺之儀勘
兵衛へ頼候へとも勘兵衛儀は地頭より叱を得澤内
へ罷越候者故他村へ罷出候儀成兼候米才覺之儀は
其方へ頼候に付南端之治左衛門へ相頼候處久慈町
喜之助より米調渡遣候由右米代渡殘貳拾九貫文餘
有之喜之助より度々催促之上預り置候鉢にても引
受可申旨申候付勘兵衛儀は地頭より慎相免富古へ

罷歸外致方無之に付鉢銭拾六駄へ八戸より附出通

正 芝に相添吉之助へ相接候旨 十二月之二申上 治左
衛門申口共に致候合候矣然右鉢へ疑敷鐵銭入交候

を相心得乍居數年不始未にて預置候儀無調法至極
に付被仰付様も有之候へ共御慈悲を以て重き過科
錢御取立被成籠舍御免被成候條向後萬端相憲右体
之儀へ立入申間敷者也。』

◎江薙村方面の私爐

「江薙村は葛卷村の東南二里、馬淵川の水源
はこの部落の山地字馬淵より發してゐます。」

○江薙村の山中馬淵川上流の邊りで維新の頃密錢が行
はれたと云ふことであります、この鑄錢も背千字錢ら
しく思はれます、詳しいことは分りません。

○江薙村々長村木菜氏の居宅附近でも鑄錢が行はれた
ことを傳へて居りますが詳細はまた不明であります、
右は岩手縣史蹟調査委員小田島祿郎氏の談によりまし
た。

◎山形村方面の私爐

「本村は川井、日野澤、戸呂町、荷輕部、看

田 小国等の名町落を合して山形村と改め役
行 と川井村に設けられてあります。近年また

道路が開墾されて交通の便が開かれた
久慈より五五里と距る山地であります

○明治初年の頃山形村大字日野澤部落に於て背千字の
鐵錢並に當四鐵錢を鑄たと云ふことであります、之れ
はその部落の地頭三上某氏の神棚に當時鑄たと云ふ千
字錢が鑄込まれてある鳥居や枝錢が残つて在るので明
かだとこれも小田島祿郎氏の談るところであります。

◎久慈方面の私爐

「久慈町は九戸郡の南端にのる市街地で
まして近時久八衆の完成で益々殷賑と盛り
て居ります。藩時代には大川目と稱し久慈五
千石の代官所が在つた處であります。」

○久慈方面にも密錢が行はれたかと思はれます、調
査が不充分の爲めか聞くところはありません。或は大
川目と稱する如く川目の平地ですから、密錢には不便
であつた事かも知れません。

◎長内村方面の私爐

『長内村は久慈町に隣接した海岸の村落で古
來琥珀の產地であります。』

明豪
攬談
(38)
角形の日本錢

一角形の錢は世界に類の少ないのであるが、我が國では仙
臺の撫角錢を始め、細倉當百、米澤の鉛錢、秋田の銅山至寶
等がある。

この外試鑄品と思ふものに仙臺通寶一分錢と土州官券があ
る。

○慶應四年辰、長内村大字小久慈の勇吉と云ふ者許可
を得て同村山中に四個の型場を設け、職人十四五名を
雇ひ寛永當四の鐵錢を鑄造しました。湯大工は輕米から
工藤久七郎、同淺吉の二人が頼まれて行つたと云ふ
事であります。そして成績が良好であつたが、僅一ヶ
月位で鑄造を禁じられたと云つてゐます、これは盛岡
領野田通りで盛んに密錢が行はれた時代であるから、

代官所の御役人と内々交渉でもあつた事だらうと思はれます。八戸藩で一般に許可をあたへたのは明治二年ですから許可する筈はありません。

◎大野村方面の私爐

「大野村は久慈町の北六里輕米より東南五里的山驛であります。」

○慶應年間、大野村大字水澤の地頭青澤某がその所有山で密錢を行ひ、發見されて山林を沒收されたと云ふ事であります。水澤には錢山がありましたからその所産の銅錢を原料に用ゐたと云ふことであります。

○大野村には維新前鍛先を附ける鍛冶職人が多くあつたが暇な時は釘を切つて居つたから釘切鍛冶と云つて田三本木、森外、水澤、など到る處に鑄錢の跡があると云ふことを嘗つて大野小學校の校長であつた工藤傳三郎氏の報せらるゝところであります。錢種はやはり

千字が主で其仕合時の通用錢と耳そ重としたこと

は各方面同一軌であります。（八戸藩の古物ア）

○「古化源流」に就て張君に答ふ

貫井銀次郎

私は本誌第一百九十七號に於て、其前號に鄭家相君が發表された「古化源流」中に説かれた議論は、我々日本古錢家の常識として抱懷して居ものと相違するものあることを三つの例を擧げて指摘して置いた。

是に對し第一百九十八號に於て、張綱伯君が「論古化源流」と題し所感を詳述された。そのうちに於て、私の圓錢は璧環の型式から遜姫したものであるといふ說に對しては其說甚有見地として共鳴されて居る、此璧環型式說は私の獨創のものではなく、現今我々日本の古錢家の大部分に常識として唱導されて居るもので、私が專新しく考案したものではないことを御断りして置く。

此璧環型式を圖示する爲めに、私の使用した璧に就、表君から「貴君所持古列之璧」を收録製圖作工致。奉